

概要(実績評価書のポイント)

施策目標Ⅱ-4-1

化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

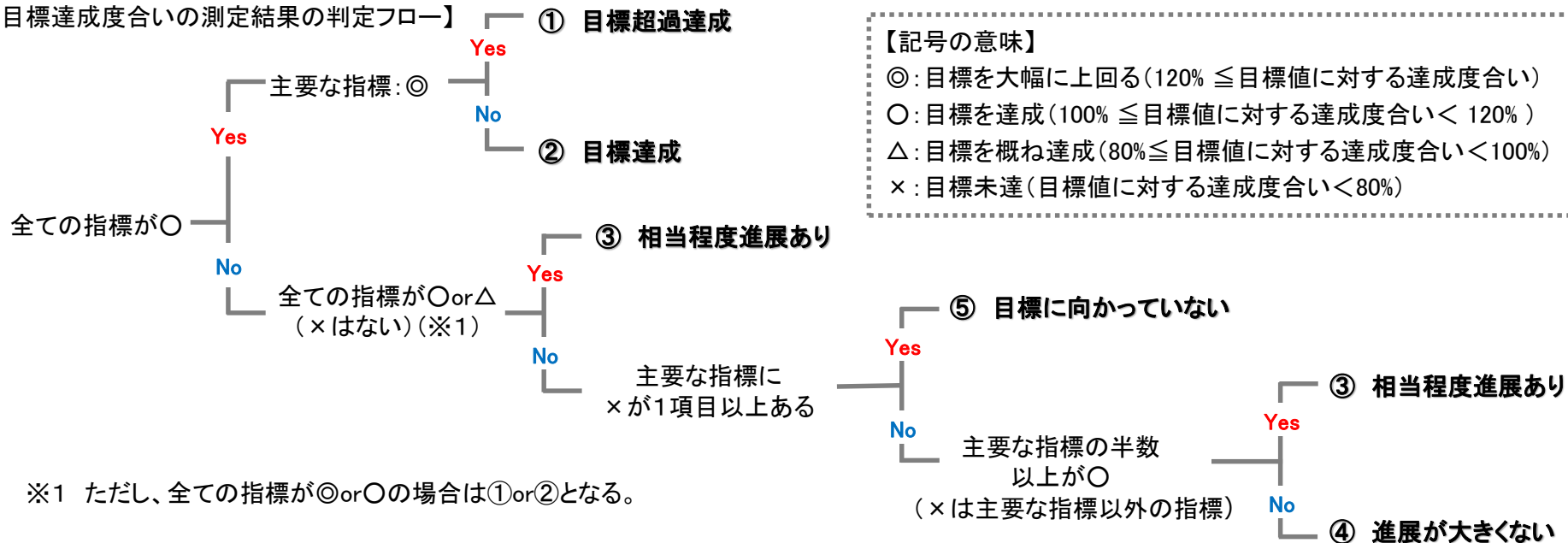
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-4-1）

基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標4：国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

施策目標1：化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

現状（背景）

【生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止するための施策】

1. 化学物質の安全対策

- ① 化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質について、安全性等を事前に審査。
- ② 化審法制定以前から存在していた既存化学物質は、評価手法が確立され、評価実施が可能となったものの安全点検を実施。結果をHP公表。
- ③ 既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者には毎年度届出義務を課す。
- ④ 届出で把握した製造・輸入数量及びその性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要のある化学物質を指定（R4年4月までに累計267物質）。順次リスク評価を実施。

課題1

- ① 新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行う
- ② 毒性試験・評価を行った化学物質の情報公開

達成目標1

- ① 化学物質の適正な評価・管理
- ② 規制等の適切な実施
- ③ 環境への排出量の把握・管理

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 化学物質の安全性点検（アウトプット）**
- 2 安全性情報の公開物質数（アウトプット）**

2. 毒物及び劇物の安全対策

- ① 毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定（R4年3月末までに133項目を毒物に、430項目を劇物に指定）。
- ② 都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が毒劇物の監視・指導を担う。
- ③ 毒物劇物営業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報を管理する「毒物劇物営業者登録等システム」を構築。

課題2

- ① 大規模災害やテロ等の危機管理対応
→ 盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等
- ② 毒物劇物営業者登録等システムによる、国と自治体、及び自治体間の連携強化

達成目標2

- ① 毒物劇物営業者等登録事務の迅速・効率化
- ② 毒物劇物の使用取扱基準の作成
- ③ 効果的・効率的な監視指導に実施による適正管理

【測定指標】設定なし

【参考指標】（目標値を設定せず、実績値のみ把握）

- 3 立入検査における改善率
（年度末までに違反が改善された件数/立入検査による違反発見施設数）

3. 家庭用品の安全対策

- ① 家庭用品規制法に基づき、健康被害を防止するため、家庭用品に含有される有害物質を指定（R4年3月末までに21物質群）。
- ② それらを含有する家庭用品（繊維製品、家庭用の洗剤、家庭用エアゾール製品等）について、その含有量等の規制基準を設定
- ③ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されていない。

課題3

- ① 家庭用品に含有する化学物質の安全性確保
- ② 有害な溶媒や試薬の使用をできる限り避け、簡便で精度の高い分析方法の開発

達成目標3

- ① 各種毒性試験の結果、有害性が評価されたものから逐次、規制基準の設定、監視指導の強化
- ② 分析技術の進歩や、分析に必要な試薬や器具の変更等への弾力的対応、有害な試薬の使用の回避等のため、試験法の見直しの検討

【測定指標】設定なし

【参考指標】（目標値を設定せず、実績値のみ把握）

- 4 家庭用品試買等調査における違反率
（違反数/家庭用品試買数）

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-4-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1】化学物質の安全対策

【指標1】化学物質の安全性点検(アウトプット) 目標達成率130% ⇒「◎」

【指標2】安全性情報の公開物質数(アウトプット) 目標達成率30% ⇒「×」

【達成目標2】毒物及び劇物の安全対策

測定指標の設定はなし → 判定不能「-」

《参考指標3》毒物劇物営業者等立入検査における改善率
(年度末までに違反が改善された件数/立入検査による違反発見施設数)

【達成目標3】家庭用品の安全対策

測定指標の設定はなし → 判定不能「-」

《参考指標4》家庭用品試買等調査における違反率(違反数/家庭用品試買数)

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 施策目標の達成度合い及び総合判定の際に使用するのは指標1及び指標2のみ。
- ・ 指標2は「×」だが、主要な指標である指標1が「◎」であるため、評価基準に照らし、③(相当程度進展あり)、B(達成に向けて進展あり)となる。

施策の分析

《有効性の評価》

【達成目標1】

- 指標1はH30年度からR2年度までは目標値を下回っていたが、**R3年度は目標超過達成。**
- R2年度まで目標未達要因は、試験実施施設のキャパシティ不足、多数の動物を使用する試験の実施等により1件当たりの単価増&予算の制約。
- **R3年度は比較的安価に実施可能な遺伝毒性試験を多数実施したことが目標超過要因。**
- **指標2の目標未達要因は、試験実施から公開用資料作成に一定時間を要するため、R2年度までの試験実施数が目標を下回る状況が続いた影響。**

【達成目標2】及び【達成目標3】 測定指標を設定しておらず、有効性及び効率性は評価不能。

《効率性の評価》

【達成目標1】

- 1件当たりの単価が高くなる中で、R3年度は過年度実績を踏まえ、必要な予算を確保し、目標達成。
- **試験内容を精査した上で予算を確保していることから、効率的な取組が行われていると評価。**

《現状分析》

【達成目標1】

- 必要な予算を確保し、安全点検を実施、結果のより迅速な公表に向けた取組を実施。

【達成目標2】

- 改善率(参考指標3)は概ね75%前後を維持
- 大規模災害発生時に毒劇物の流出状況等の積極的な情報収集・共有が必要。
- 毒物劇物営業者登録等システム(D-GETs)は登録事業者情報の一元化を行うとともに、事故情報や監視指導情報の共有を行えるため、同システムの導入・活用を推進する。

【達成目標3】

- 違反率は毎年度極めて低い水準を維持。
- 分析技術の進歩、分析に必要な試薬・器具変更等への弾力的対応、有害試薬の使用回避のための試験法の改正。

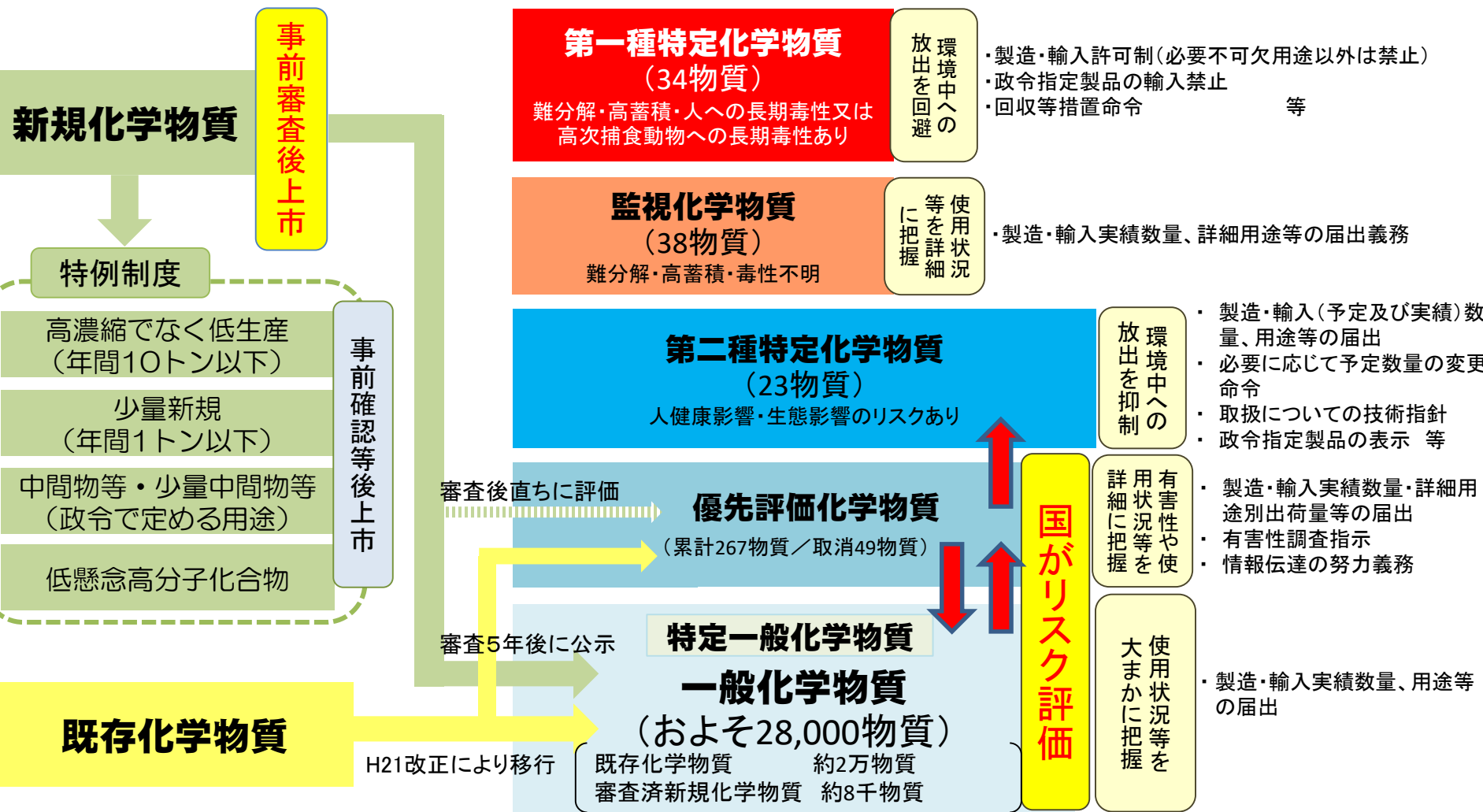
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】 指標1及び指標2は、国際的な動向に協調しつつ、近年の試験実施状況も踏まえ、目標値を見直す予定。

【達成目標2】 違反を発見し改善を指摘した事項は、再度の立入検査、報告書の徴収等により、毒劇物の適正な管理と販売の徹底を図る。

【達成目標3】 家庭用品の規制基準の設定の検討、有害な試薬の使用回避や簡便で精度の高い試験法の導入のための検討を進める。

【参考資料】化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要



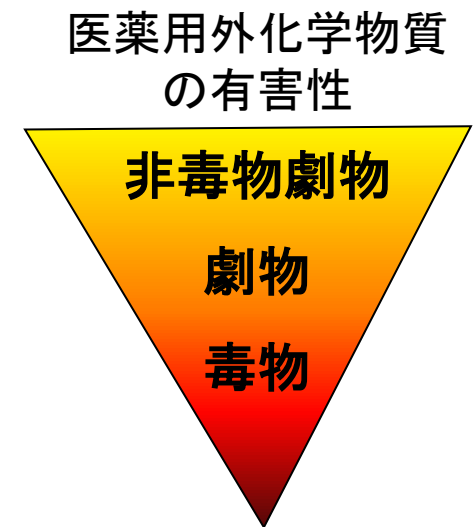
※物質数は令和4年4月時点

- 毒物及び劇物取締法(以下、「毒劇法」という。)は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として**急性毒性**による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、**保健衛生上の見地から**必要な規制を行うことを目的としている。(法第1条)

毒劇法においては、

- ・毒物劇物営業者の登録制度等
- ・容器・包装への表示と使用容器の制限
- ・譲渡手続
- ・盗難・紛失・漏洩等防止の対策
- ・毒劇物の廃棄時の基準

等を規定している。



【参考資料】家庭用品安全対策業務フローチャート (有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)

